

## 第6 違法行為による罰則、行政処分等

### 1 違法行為による罰則

募集情報等提供事業に関連する違法行為による主な罰則は、次のとおりである。

#### (1) 法第63条

公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で募集情報等提供を行い、又はこれらに従事したときは、その違反行為をした者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられる（第2号）。

#### (2) 法第64条

法第43条の4の規定による特定募集情報等提供事業の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（第9号）。

#### (3) 法第65条

次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

イ 第43条の3の規定に違反したとき（第6号）。

ロ 第43条の2第1項の規定による届出をしないで、特定募集情報等提供事業を行ったとき（第7号）。

ハ 虚偽の広告をし、又は虚偽の条件を提示して、募集情報等提供を行い、又はこれに従事したとき（第9号）。

#### (4) 法第66条

次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処せられる。

イ 第43条の2第1項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき（第7号）。

ロ 第43条の2第2項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（第8号）。

ハ 法第49条又は法第50条第1項の規定に違反して、故なく報告せず、又は虚偽の報告をしたとき（第9号）。

ニ 法第50条第2項の規定に違反して、検査又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（第10号）。

ホ 法第51条第1項の規定に違反して、秘密を漏らしたとき（第11号）。

## 2 違法行為による行政処分等

### (1) 概要

募集情報等提供に関連して法に違反する行為があった場合、特定募集情報等事業者に対しては、事業停止命令（法第 43 条の 4）、募集情報等提供事業を行う者に対しては改善命令（法第 48 条の 3 第 1 項）の行政処分の対象となる。この場合、事業停止命令又は改善命令の行政処分を行うときは弁明の機会を付与しなければならない。

### (2) 事業停止命令

#### イ 概要

厚生労働大臣は、特定募集情報等提供事業者が、次のいずれかに該当したときは、期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (イ) 法第 5 条の 5 の求職者等の個人情報の取扱いに関する規定に違反したとき。
- (ロ) 法第 43 条の 3 の報酬受領の禁止の規定に違反したとき。
- (ハ) 法第 51 条の秘密を守る義務等に関する規定に違反したとき。
- (ニ) 法第 48 条の 3 第 1 項に基づく改善命令に違反したとき。

#### ロ 意義

事業停止命令は、当該事業所において事業停止期間中に事業運営方法の改善を図るため、また、一定の懲戒的な意味において行うものである。

#### ハ 権限の委任

特定募集情報等提供事業の全部又は一部の停止に関する権限は、当該特定募集情報等提供事業を行う者の主たる事務所及び当該特定募集情報等提供事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

### (3) 改善命令

#### イ 概要

厚生労働大臣は募集情報等提供事業を行う者が、その業務に関し職業安定法又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、業務の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 48 条の 3 第 1 項）。

#### ロ 意義

改善命令は、違法行為そのものの是正を図るのではなく、法違反を起こすような募集情報等提供事業の運営方法そのものの改善を行わせるものである。

#### ハ 権限の委任

改善命令に関する権限は、当該募集情報等提供事業を行う者の主たる事務所及び当該募集情報等提供事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

### 3 行政処分を行った募集情報等提供事業を行う者の公表

#### (1) 概要

行政処分を行った募集情報等提供事業を行う者については、労働者になろうとする者及び労働者の募集を行う者にその事実を情報提供することを目的とし、事業者名等を公表することとする。

本公表は、あくまで、情報提供の目的で実施するものであるところ、違法行為について勧告を受けた求人者がこれに従わなかった際にその旨を公表（法第 48 条の 3 第 3 項）する場合のように、「公表される者に対する制裁効果や違法行為の抑止といった効果」を期待するものではなく、当該事業者に対する処罰を目的とするものではない。

具体的には、厚生労働大臣又は都道府県労働局長において法第 48 条の 3 に基づき行政処分を行った場合は、当該事業者名等の公表を行う。当該公表については、厚生労働省又は都道府県労働局のホームページにおいて行うこととする。

#### (2) 公表内容

- イ 公表日
- ロ 事業者情報
- ハ 処分内容
- ニ 処分理由

参考様式

## 年齢制限求人に係る情報提供

年 月 日

( ) 公共職業安定所長 殿

(募集情報等提供事業を行う者の氏名又は名称)

当社の取扱いに係る労働者の募集に関する情報の提供の依頼について、下記のとおり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第9条又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第20条第1項違反と思われる事案がありましたので、情報提供いたします。

### 記

1 違反と思われる事業主の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称：(記載例) ○○社○○事業所  
連絡先(住所又は所在地、電話番号等)：

2 事案の概要(違反する法律の条項、求人の職種、年齢制限の内容及び理由、委託の申込みの日付等)

(記載例)

○○年○○月○○日に申込みのあった○○の職種の募集に係る募集情報の内容について、○○歳以下という条件が付されているが、これは労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の3第1項各号に該当しないものと考えられる。

3 処理の状況(当社からの働きかけの内容、募集の委託の状況等)

(記載例)

当社において年齢制限の是正を働きかけたものの、これに応じなかった為に募集情報の提供を行わなかった。

4 その他特記事項